

令和8年8月 20 日
参考資料
(県政・都道府県記者クラブ同時送付)

令和 8 年度渉外知事会定期総会の開催及び要望活動等の実施結果について

米軍基地が所在する 15 都道府県の知事で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）は、本日午前、都道府県会館で定期総会を開催し「基地対策に関する要望書」等についての審議を行い、同日午後、防衛省、外務省等の関係省庁で要望活動を行いました。また、在日米国大使館に赴き、国への要請の概要を説明し、意見交換を行いましたのでお知らせします。

1 定期総会

(1) 「基地対策に関する要望書」について

令和 8 年度の「基地対策に関する要望書」について審議し、採択されました。

【参照】

- ・ 令和 8 年度「基地対策に関する要望書」の概要(別添1)
- ・ 渉外知事会による日米地位協定改定7本の柱の要望(別添2)
- ・ 令和 8 年度「基地対策に関する要望書」前年度からの主な変更点(別添3)
- ・ 基地対策に関する要望(別添4)

(2) 「日米地位協定の改定に向けた着実な取組を求める特別要請」について

「日米地位協定の改定に向けた着実な取組を求める特別要請」について審議し、採択されました。

【参照】

- ・ 日米地位協定の改定に向けた着実な取組を求める特別要請(別添5)

2 要望活動等

防衛省、外務省等関係省庁に要望及び特別要請を実施するとともに、在日米国大使館で意見交換を行いました。

(1)要望者

神奈川県知事	くろいわ ゆうじ 黒岩 祐治	(渉外知事会会長)
青森県副知事	おおた けい 大田 圭	(渉外知事会副会長代理)
長崎県副知事	なかお まさひで 中尾 正英	(渉外知事会副会長代理)
沖縄県副知事	みやぎ つぐよし 宮城 嗣吉	(渉外知事会副会長代理)

(2)対応者

防衛省 吉田 真次 防衛大臣政務官
外務省 堀井 巖 外務副大臣
在日米国大使館 クリス・アリソン 政務担当公使

問合せ先

神奈川県政策局基地対策部基地対策課
課長 清木 電話 045-210-3370
課長代理 栗田 電話 045-210-3375

令和 8 年度「基地対策に関する要望書」の概要

「基地対策に関する要望書」及び「基地対策に関する要望書（別冊）」の 2 冊で構成しています。

1 「基地対策に関する要望書」の概要

(1) 重点要望

国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて分かりやすく 3 つの大きな柱としています。

特に、日米地位協定の改定については、日米地位協定に盛り込むべき項目、内容を明確にして、7 本の柱、19 項目の改定として整理しています。

なお、重点要望については、文書による回答を求めています。

< 3 つの大きな柱 >

「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

「2 日米地位協定の改定」

- ① 基地使用の可視化
- ② 環境条項の新設
- ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- ④ 国内法適用の拡充
- ⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設
- ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実
- ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

- ① 基地交付金等の増額等
- ② 地域振興策の新設・拡充
- ③ 基地跡地の返還に係る支援
- ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化
- ⑤ 環境汚染対策費の新設

(2) 要望事項

個別の要望事項の内容について説明をしています。

2 「基地対策に関する要望書（別冊）」の概要

「基地対策に関する要望書」のうち、要望事項「2 日米地位協定の改定に係る要望」、「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」、「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」について別冊としています。

- ・「2 日米地位協定の改定に係る要望」…各項目に要望内容の詳細・理由等を記載。
- ・「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。
- ・「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。

渉外知事会による日米地位協定の改定 7 本の柱の要望

※ ⑥のみ昨年度から修正。

① 基地使用の可視化

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えている。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすること。

(第 2 条関係、施設・区域の提供等)

- ◇「個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立ち入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

(第 25 条関係、合同委員会合意)

- ◇「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

② 環境条項の新設

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと。また、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、地元自治体が必要とする立入調査が行えるよう、改善を図ること。通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）」において「危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

加えて、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の地元自治体への迅速な情報提供、米軍（事故原因者）又は国（基地提供者）による速やかな環境調査の実施、調査結果の早急な公表及び汚染除去等の実施、並びに地元自治体による迅速かつ円滑な立入調査の実現及び返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両国政府で共有された情報の迅速な公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化を着実に図ること。

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

(第 4 条関係、施設の返還)

- ◇「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場及び訓練場周辺や飛行ルート及び訓練空域下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすること。

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

- ◇「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

④ 国内法適用の拡充

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。

なお、新興感染症等への対応については、これまでの経緯を踏まえ、保健衛生に関する特別協定の締結などにより、国内法令を早急に適用すること。

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

- ◇「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、港湾、空港の使用にあたっての考え方を明らかにするとともに緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

- ◇「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

(第16条関係、日本法令の尊重義務)

- ◇「米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと」

⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練などの演習・訓練については、原則、日米地位協定第2条に基づき提供される施設・区域及び我が国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定している水域・空域（以下「提供区域等」という。）の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。

(第23条関係、安全確保のための措置)

- ◇「基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること」

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「飛行訓練などの演習・訓練については、原則、提供区域等の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」

⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組を徹底するとともに取組の内容を積極的に公表すること。また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置をとること」

(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)

- ◇「米国政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組を徹底するとともに取組の内容を積極的に公表すること。また、教育研修にあたっては、不断の検証を行うとともに、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」

(第17条関係、裁判権)

- ◇「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」
- ◇「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」
- ◇「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

(第18条関係、請求権の放棄)

- ◇「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」
- ◇「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生している。こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けること。

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）
令和 8 年度「基地対策に関する要望書」前年度からの主な変更点

変更点 1：事件・事故防止の取組内容の積極的な公表【修正】

＜修正概要＞

従前から、米軍構成員等による事件・事故を防止するための取組を徹底するよう求めてきたが、交通事故の再発防止策など、取組内容の更なる公表が必要であることから、積極的に公表するよう求めるもの。（重点要望）。

◎ 重点要望・2 日米地位協定の改定に係る要望

＜本冊（施策・制度・予算編）、別冊（日米地位協定関係編）＞

旧（令和 7 年度）	新（令和 8 年度）
【本冊 P5、6 別冊 Piv、v ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実】 米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組を徹底すること。また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。	【本冊 P5、6 別冊 Piv、v ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実】 米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組を徹底することとともに取組の内容を積極的に公表すること。また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。
（略） （米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設） ◇「米国政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組を徹底すること。また、教育研修にあたっては、不断の検証を行うとともに、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」 （略）	（略） （米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設） ◇「米国政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組を徹底することとともに取組の内容を積極的に公表すること。また、教育研修にあたっては、不断の検証を行うとともに、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」 （略）

※同様の記載のある、別冊 P 4、P17、P36 も同様に修正。

変更点 2 : PFOS 等を含む水等の処分等【修正】

< 修正概要 >

令和 6 年 11 月をもって、在日米軍施設・区域においては P F O S 等が含まれる旧式の泡消火薬剤の廃棄を完了したが、配管に残っていた旧式の泡消火薬剤が原因で P F O S 等を含む水が漏出した事例が存在したことから、残存がないかの確認及びその結果の提供を求めるもの。(個別要望)

◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望

< 別冊（日米地位協定関係編） >

旧（令和 7 年度）	新（令和 8 年度）
【別冊 P. 23 （3） 3 条関係（施設・区域に関する措置）< P F O S 等を含む水等の適正処理 >】 (ケ) 令和 6 年 11 月をもって、在日米軍施設・区域においては P F O S 等が含まれる泡消火薬剤の廃棄を完了したと承知しているが、P F O S 等を含む泡消火薬剤の残留物が含まれる水等が米軍基地内に存在している場合には、早急に処分すること。 また、処分までの間、P F O S 等を含む水等の対応にあたっては、漏出防止、駐留軍等労働者の健康への配慮等、安全対策に万全の配慮を払うこと。 処分が完了した際には、処分方法も含めてその旨を地元地方公共団体へ速やかに情報提供すること。	【別冊 P. 23 （3） 3 条関係（施設・区域に関する措置）< P F O S 等を含む水等の適正処理 >】 (ケ) 令和 6 年 11 月をもって、在日米軍施設・区域においては P F O S 等が含まれる泡消火薬剤の廃棄を完了したと承知しているが、P F O S 等を含む泡消火薬剤の残留物が含まれる水等が米軍基地内に存在している場合には、早急に処分すること。 また、処分までの間、P F O S 等を含む水等の対応にあたっては、漏出防止、駐留軍等労働者の健康への配慮等、安全対策に万全の配慮を払うこと。 処分が完了した際には、処分方法も含めてその旨を地元地方公共団体へ速やかに情報提供すること。 <u>さらに、P F O S 等を含む旧式の泡消火薬剤が残存している箇所がないか国の責任において米軍に確認するとともに、その結果を情報提供すること。</u>

変更点 3 : パラシュート降下訓練の安全対策【修正】

< 修正概要 >

令和 7 年 11 月に横田基地において行われた降下訓練で、場外降着やパラシュートの落下事故が立て続けに発生したことから事故防止を求めるもの。(個別要望)。

◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望

< 別冊（日米地位協定関係編） >

旧（令和 7 年度）	新（令和 8 年度）
【別冊 P. 26 （3） 3 条関係（施設・区域に関する措置）<パラシュート降下訓練について>】 <パラシュート降下訓練について> (カ) 基地におけるパラシュート降下訓練については、その実施の有無を含めて、地元の意向を尊重すること。 また、訓練を実施するに当たっては、事前に情報提供を行うこと。	【別冊 P. 27 （3） 3 条関係（施設・区域に関する措置）<パラシュート降下訓練について>】 <パラシュート降下訓練について> (カ) 基地におけるパラシュート降下訓練については、その実施の有無を含めて、地元の意向を尊重すること。 また、訓練を実施するに当たっては、事前に情報提供を行うとともに、<u>訓練の危険性を十分考慮し、これまでに発生したパラシュート等の基地外への落下事故や場外降着と同様の事故が発生しないよう十分な対策を行い、基地周辺地域に影響を及ぼさないこと。</u>

変更点 4 : FCLP の禁止【修正】

< 修正概要 >

令和 7 年 9 月に岩国基地において米空母艦載機による着陸訓練（FCLP）が実施されたことから、恒久的な空母艦載機離発着訓練施設の運用が開始されるまでの間は、硫黄島において全面実施等を求めるもの。（個別要望）。

◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望

< 別冊（日米地位協定関係編） >

旧（令和 7 年度）	新（令和 8 年度）
【別冊 P27 （3） 3 条関係（施設・区域に関する措置）】 < FCLP の禁止 > (ロ) 三沢飛行場、横田飛行場、厚木飛行場及び岩国飛行場における米空母艦載機による着陸訓練（FCLP）、特に夜間連続離着陸訓練（NLP）を行わないこと、これらの飛行場を天候等の事情で実施予定施設において FCLP が実施できない場合の代替施設に指定しないことを日米間の合意事項とすること。 また、恒久的な空母艦載機離発着訓練施設について早期整備を図ること。	【別冊 P28 （3） 3 条関係（施設・区域に関する措置）】 < FCLP の禁止 > (ロ) 三沢飛行場、横田飛行場、厚木飛行場及び岩国飛行場における<u>いて、昼夜を問わず、米空母艦載機による着陸訓練（FCLP）、特に夜間連続離着陸訓練（NLP）を行わないこと</u>、これらの飛行場を天候等の事情で実施予定施設において FCLP が実施できない場合の代替施設に指定しないことを日米間の合意事項とすること。 また、恒久的な空母艦載機離発着訓練施設に<u>ついで早期整備に向けて、なお一層の整備促進を図ること。とともに、同施設の運用が開始されるまでの間は、全ての FCLP を硫黄島において実施すること。</u>

変更点 5：自動車事故を起こした米軍構成員等に対する米側での運転制限処分

【新規追加】

<修正概要>

米軍構成員等は、米軍の許可証等を根拠に国内の公道を運転しており、日本国内の免許停止等の行政処分による危険防止ができないことから、日本国内の行政処分と同等の運転制限が確実に行われるよう求めるもの。（個別要望）

◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望

<別冊（日米地位協定関係編）>

旧（令和 7 年度）	新（令和 8 年度）
【別冊 P. 34（8） 10 条関係（運転免許・車両）】 （8） 10 条関係（運転免許・車両） 【要望先：外務省・防衛省】 <運転規則に関する講習> ア 米軍構成員等は、日本の運転規則に関する講習を受講するとともに、基地の外での運転に際しては、その受講済証明書を携帯すること。 <米軍構成員等の私有車両の登録に係る車庫証明> 【要望先：外務省・国土交通省】 イ 基地内に車庫を有する場合の米軍構成員等の私有車両の登録について、自動車の保管場所の確保等に関する法律が遵守されていない状況を早急に是正すること。	【別冊 P. 34（8） 10 条関係（運転免許・車両）】 （8） 10 条関係（運転免許・車両） 【要望先：外務省・防衛省】 <運転規則に関する講習> ア 米軍構成員等は、日本の運転規則に関する講習を受講するとともに、基地の外での運転に際しては、その受講済証明書を携帯すること。 <u><自動車事故を起こした米軍構成員等に対する米側での運転制限処分></u> <u>イ 事故を起こした米軍構成員等に対し、日本国内の行政処分と同等の運転制限が確実に行われるよう日米両国政府において必要な体制を構築すること。</u> <米軍構成員等の私有車両の登録に係る車庫証明> 【要望先：外務省・国土交通省】 <u>イウ</u> 基地内に車庫を有する場合の米軍構成員等の私有車両の登録について、自動車の保管場所の確保等に関する法律が遵守されていない状況を早急に是正すること。
（8） 10 条関係（運転免許・車両） 米軍構成員等は自国の運転免許により日本国内を運転することが可能ですが、日本と米国では通行区分や運転規則など異なる点も多いことから、日本の運転規則等を十分認識した上で運転する必要があると考えます。 そこで、日本の運転規則に関する講習を受講すること及び基地の外での運転の際に受講済証明書を携帯することが必要であると考えます。 また、平成 16 年 7 月の日米合同委員会で基地の外での私有車両登録にあたっては車庫証明を取得す	（8） 10 条関係（運転免許・車両） 米軍構成員等は自国の運転免許により日本国内を運転することが可能ですが、日本と米国では通行区分や運転規則など異なる点も多いことから、日本の運転規則等を十分認識した上で運転する必要があると考えます。 そこで、日本の運転規則に関する講習を受講すること及び基地の外での運転の際に受講済証明書を携帯することが必要であると考えます。 また、<u>日本国内における運転免許に関する行政処分では、交通事故を起こした者に対して、将来</u>

ることが合意されましたが、基地内の対応についても、「車庫法」（自動車の保管場所の確保等に関する法律）が遵守されるよう改善する必要があります。	<u>における道路交通上の危険を防止するために、運転免許の取消や一定期間停止等の処分が行われます。</u> <u>米軍構成員等は日本国内での運転について、米軍の運転許可証等が有効とされており、日本国内の行政処分による危険防止ができないことから、事故を起こした米軍構成員等に対し、日本国内の行政処分と同等の運転制限を確実に行う必要があると考えます。</u> <u>加えて、平成16年7月の日米合同委員会で基地の外での私有車両登録にあたっては車庫証明を取得することが合意されましたが、基地内の対応についても、「車庫法」（自動車の保管場所の確保等に関する法律）が遵守されるよう改善する必要があります。</u>
---	--

ほか、文言の時点修正等あり。

基 地 対 策 に 関 す る 要 望

日米地位協定に基づき提供されている「施設及び区域」（米軍基地（水域を含む）。以下「基地」という。）を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、その対策に日夜腐心しているところであります。

近年相次ぐオスプレイに関する事故をはじめとする航空機事故、原子力艦等の艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたります。

特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組については、日米地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。

また、近年では、新型インフルエンザ等の新興感染症についても、その対策に万全を期すことが必要となっています。

国におかれましては、基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところではありますが、今日の多様化した住民ニーズに応えた内容とはいえず、基地周辺対策予算や基地交付金などについても制度の目的に沿った増額措置がなされておられません。

このことは、本来、国民全体で担うべき基地負担を担い、長年にわたって生活環境の改善を求めてきた基地周辺住民や地方公共団体の切実な願いに背くものであり、また、基地対策に関する経費が地元に転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらすものとなっております。

ります。

これまで、在日米軍の再編や日米地位協定の運用改善などが図られてきましたが、基地を抱える地方公共団体は、さらなる基地問題の解消、とりわけ米軍基地の整理、縮小及び早期返還並びに日米地位協定の抜本の見直しに大きな期待を寄せております。

また、平成30年7月及び令和2年11月には、全国知事会において、日米地位協定の見直しなどに関する「米軍基地負担に関する提言」が取りまとめられるなど、基地問題の解消は、全国共通の課題でもあります。

よって、国におかれましては、基地周辺住民、地方公共団体のこうした状況を十分に理解され、基地対策に関する別記の施策・制度・予算に関する諸事項を速やかに実現されるよう強く要望いたします。

日米地位協定の改定に向けた 着実な取組を求める特別要請

令和 8 年 8 月 20 日

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

外務大臣 茂木敏充 殿
防衛大臣 小泉進次郎 殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会
(略称：渉外知事会)

会 長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
副会長	青森県知事	宮 下 宗一郎
副会長	長崎県知事	平 田 研
副会長	沖縄県知事	玉 城 デニー
	北海道知事	鈴 木 直 道
	茨城県知事	大井川 和 彦
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	東京都知事	小 池 百合子
	山梨県知事	長 崎 幸太郎
	静岡県知事	鈴 木 康 友
	京都府知事	西 脇 隆 俊
	広島県知事	横 田 美 香
	山口県知事	村 岡 嗣 政
	福岡県知事	服 部 誠太郎

日米地位協定は、締結以来 60 年以上改定されておらず様々な問題が生じていることから、当協議会は、日米地位協定の改定を繰り返し求めてきました。

そうした中、令和 6 年 10 月以降、日米地位協定の改定を含む「アジアにおける安全保障の在り方」について国内で検討が進められてきたと承知しています。日米地位協定は、次に述べるように多くの課題を抱えており、現政権におかれても、日米地位協定の改定に向けた取組を着実に進めることが重要です。

まず、我が国の法令は在日米軍の活動に原則として適用されないという課題があります。航空法の最低安全高度に関する規定や、水質汚濁防止法等の環境法令など、基地周辺の方々の生活に大きな影響を与える可能性が高い事項については、日米地位協定を改定し、国内法令を適用することが不可欠です。

また、最近の安全保障環境の変化等により、米軍による民間港湾や空港の使用といった新たな課題が生じているほか、基地の外での銃の携行や交通違反に関する処分の状況など、住民の方々に不安を与えかねない事例も明らかになっており、それらが国内法令の適用外だとしても、国内法令の趣旨を尊重した運用に改められるべきです。

そこで、日米両国政府が連携し、次の措置を早急に講じるよう強く求めます。

- 1 日米地位協定の改定に向けた取組については、決して後退することなく、着実かつ継続的に推進すること。
- 2 環境法令、航空法など、国民の生活に大きな影響を与える分野については、米軍の活動に国内法令を適用すること。
- 3 国内法令が適用されない場合にあっても、国内法令の趣旨を尊重した運用を行うとともに、運用の実態を公表し、また地元地方公共団体への適時適切な情報提供をすること。
- 4 上記にかかる米側との協議にあたっては、地元地方公共団体の意見を聴取すること。

特に、日米間の協議に地元地方公共団体が加わる枠組みを設けること。